

赤磐市  
パートナーシップ・  
ファミリーシップ宣誓制度  
利用の手引き



## 目次



1	パートナーシップ・ファミリーシップ	
	宣誓制度とは . . . . .	1
2	宣誓するには	
	(1) 宣誓することができる人 . . . . .	2
	(2) 宣誓手続きの流れ . . . . .	4
	(3) 宣誓に必要なもの . . . . .	5
3	宣誓後の手続きについて . . . . .	7
4	行政サービスについて . . . . .	9
5	よくある質問 . . . . .	9

# 1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束したパートナーシップ関係であることを宣誓、また、宣誓する方に未成年の子どもがいる場合、家族として豊かな愛情をもって子育てをしていくことを併せて宣誓し、本市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

この制度は婚姻制度とは異なり法的効力はありませんが、性の多様性を尊重し、様々な家族の形を赤磐市として応援するものです。

## 用語の解説

### 性的マイノリティ

性的指向が異性愛のみではない人、性自認が戸籍上の性と異なる人。

### パートナーシップ

一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいう。

### ファミリーシップ

パートナーシップにある2人の一方又は双方と生計が同一の未成年の実子又は養子であり、パートナーシップにある2人が家族として養育することを約束した関係をいう。

### 宣誓

2人が互いのパートナーであることを、また、養育するものが家族であることを市長に対し誓うこと。

## 2 宣誓するには

### (1) 宣誓することができる人

次の要件をすべて満たす必要があります。

➤ お二人とも成年に達していること

- ・ 民法の改正により、「満 18 歳以上」です。

➤ お二人とも市内に住所を有していること

- ・ 市内への転入を予定している場合を含みます。
- ・ 転入を予定している場合は、転出証明書の写し等をお持ちください。

➤ お二人とも配偶者がいないこと

- ・ 戸籍抄本、独身証明書等で確認します。
- ・ 外国人の方は、大使館で発行される婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）を提出してください。

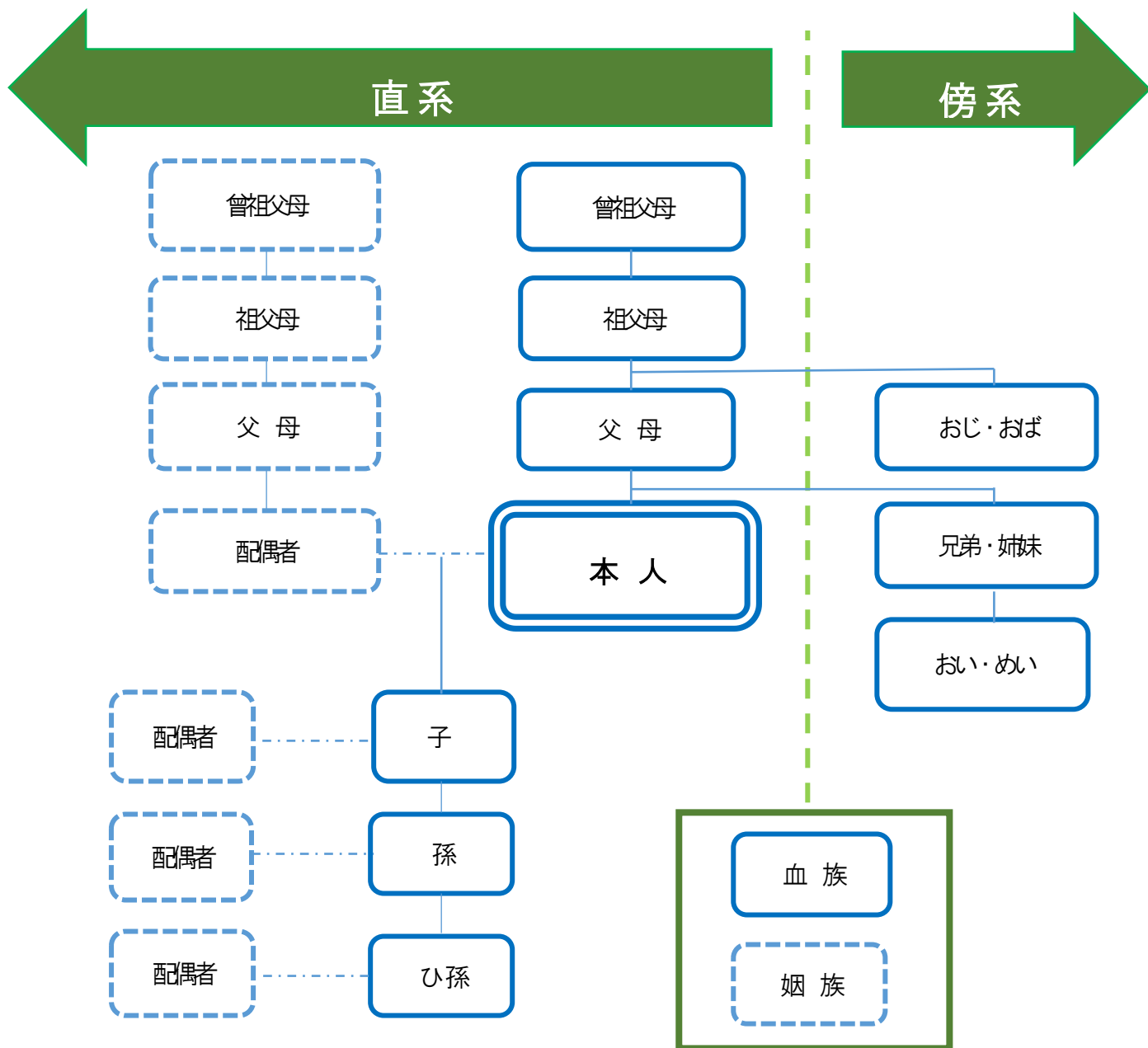
➤ 当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと

- ・ 同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓または登録を行っている方は、宣誓をすることができません。

➤ 当事者同士が近親者（民法第 734 条から第 736 条に規定する婚姻することができないとされる続柄）でないこと

- ・ 民法の規定により婚姻することができない関係にある方（三親等以内の親族）とは、宣誓をすることができません。（次ページの図を参照）
- ・ パートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている又はしていた場合は宣誓できます。（近親者間の養子縁組を除く）

三親等の範囲（パートナーシップの宣誓をすることができない関係の者）



➤ ファミリーシップの宣誓について

- ・ 未成年であること。
- ・ 宣誓される方の実子または養子であること。
- ・ 宣誓されるお二人または一方と生計が同一であること。

## (2) 宣誓手続きの流れ

### ① 宣誓日の事前予約（宣誓希望日の原則7開庁日前まで）

- 宣誓希望日の7日前まで（土・日・祝日・年末年始を除く）に、電話またはメールで希望日時を予約してください。
    - ▶ 連絡先 赤磐市 市民生活部 協働推進課
    - ▶ 電話 086-955-1114（平日 8:30～17:15）
    - ▶ メール [kyodo@city.akaiwa.lg.jp](mailto:kyodo@city.akaiwa.lg.jp)
- 予約時に次のことをお伝えください
- (1) 宣誓希望日時（第3希望まで）
  - (2) お二人の氏名、住所、生年月日
  - (3) 代表の方の電話番号（日中に連絡がとれる電話番号）

### ② 宣誓日当日

- 予約した日時に、必要書類（5ページ、6ページ参照）をご準備の上、お二人そろって来庁してください。
- 宣誓は、職員立会いのもと、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）に自署していただきます。
- ファミリーシップ対象者の来庁は必要ありませんが、15歳以上の方については、事前に自署した宣誓書を持参してください。  
（自署が難しく代筆する場合は、来庁していただく必要があります。）

### ③ 宣誓書受領証明書等の交付

- 宣誓の要件を満たし、書類に不備等がなければ、宣誓日から概ね1週間後に郵送で、受領証明書1部、受領証明カード2部を交付します。
- 希望があれば窓口での交付も行いますので、日程を調整させていただきます。

### (3) 宣誓に必要なもの

#### ① 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- 3か月以内に発行されたものを、それぞれ1通提出してください。  
(お二人が同一世帯の場合は1通で可能。)
- 本籍、住民票コード、続柄、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。
- 市内に転入予定の場合は、転出証明書の写し等をご提出ください。

#### ② 配偶者がいないことを証明する書類

- 3か月以内に発行された戸籍抄本、独身証明書等をそれぞれ1通提出してください。
- 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等、独身が証明できる書類に日本語訳を添付して、提出してください。

#### ③ ファミリーシップ対象者であるとわかる書類

(ファミリーシップを宣誓する場合)

- 上記①の住民票の写し又は住民票記載事項証明書は、お子様を含めたものを取得してください。
- お子様の戸籍抄本など、親子関係を証明できるものを提出してください。  
上記②で戸籍抄本を取得する場合は、お子様を含めた戸籍抄本を取得してください。

#### ④ 本人確認ができるもの

1点の提示でよいもの (顔写真があるもの)	2点の提示が必要なもの (顔写真がないもの)
<ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード</li><li>・パスポート(旅券)</li><li>・運転免許証</li><li>・障害者手帳</li><li>・在留カード</li><li>・その他、官公署などが発行したものなど</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康保険証</li><li>・各種医療受給者証</li><li>・介護保険被保険者証</li><li>・年金手帳、年金証書</li><li>・その他、官公署などが発行したものなど</li></ul>

※有効期限があるものは、期限内のものに限ります。

#### ⑤ 通称名の使用が確認できるもの

(通称名を使用する場合のみ)

- 通称名を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に分かるものを提示してください。  
(例) ・各種郵便物 ・社員証 ・学生証 ・公共料金の請求書  
・病院の診察券 ・各種会員証





### 3 宣誓後の手続きについて

#### ➤ 受領証明書等の再発行

- 受領証明書等を紛失、き損、汚損、その他の事情により再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（様式第4号）に本人が確認できるもの（6ページ参照）を添えて、提出してください。

※ 申請から概ね1週間後に、郵送または窓口にて再交付します。

#### ➤ 宣誓事項の変更

- 宣誓事項に変更がある場合には、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）に次のものを添えて、提出してください。

##### 【宣誓内容の変更例】

- ▶ ファミリーシップの対象者が追加または削除された場合
- ▶ お子様が成人に達したとき
- ▶ 氏名または通称名が変更された場合
- ▶ 住所を変更した場合
- ▶ その他宣誓書に記載した事項に変更があった場合

##### 【提出するもの】

- ▶ 受領証明書、受領証明カード
- ▶ 変更内容が確認できるもの
- ▶ 本人確認ができるもの（6ページ参照）

※ 届出から概ね1週間後に、郵送または窓口にて再交付します

## ➤ 受領証明書等の返還

- 次の項目に該当する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届（様式第6号）を提出し、受領証明書等を返還してください。
  - パートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき
  - 宣誓者の一方が死亡したとき
  - 市外へ転出したとき。（転勤などやむを得ない事情により、一時的に転出する場合を除く。）
  - その他宣誓の要件を満たさなくなったとき。

### 【提示するもの】

- ◆ 本人確認ができるもの（6ページ参照）

## ➤ ファミリーシップ対象者の氏名の削除

- 15歳以上のファミリーシップ対象者が受領証明書等から自分の氏名を削除したい場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第7号）を提出してください。

### 【提示するもの】

- ◆ 本人確認ができるもの（6ページ参照）

## 4 行政サービスについて

- パートナーシップ・ファミリーシップを宣誓された方が受けられるようになる行政サービスは下表のとおりです。

サービス名	内 容	証明書等の提示	担当課
市営住宅の入居	市営住宅の入居申込、同居申請が可能。	必要	建設課
犯罪被害者等支援金の支給	犯罪被害者等支援金の遺族支援金の受け取りが可能。	必要	くらし安全課
罹災証明書の交付	罹災者の家族として、罹災証明書の交付申請が可能。	必要	くらし安全課 消防 総務課
救急搬送証明書の交付	救急搬送者の家族として、救急搬送証明書の交付申請が可能。	必要	消防 総務課

※ サービスについては、今後拡充していく予定です。  
詳しい内容については、担当課までお問い合わせください。

## 5 よくある質問

### Q1 結婚とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度はどう違うのですか。

結婚は法の定めるところにより婚姻の届出をすることで、親族関係が生じ、扶養義務や相続権など様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、性の多様性を尊重し、様々な家族の形を赤磐市として応援する制度です。

この制度は、赤磐市独自に実施する制度であるため、法律上の権利や義務は発生しません。

## Q 2 宣誓に費用はかかりますか。

宣誓をすることや、受領証明書等を発行するための費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の交付手数料等は自己負担になります。

## Q 3 プライバシーは守られますか。

宣誓の際は、プライバシー保護のため原則個室対応をします。提出された書類や記載内容等の個人情報について、外部に提供することはありません。

## Q 4 同居していないと宣誓できませんか。

同居している必要はありません。ただし、ファミリーシップを宣誓する場合は、生計が同一である必要があります。

## Q 5 通称を使用することはできますか。

性別違和など、特段の事情がある場合は、通称名を使用することができます。通称名を使用する場合は、その通称を日常において使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示していただきます。また、受領証等の裏面には、戸籍上の氏名を記載します。

## Q 6 郵送や他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。

郵送や代理での宣誓はできません。宣誓者のお二人がそろって来庁してください。

## Q 7 受領証明書等はいつ受け取ることができますか。

宣誓いただいた後、1週間程度で交付します。時間に余裕をもって宣誓してください。受領証明書等は郵送若しくは窓口で交付をしますので、宣誓時に受け取り方法の希望をお伝えください。

## Q 8 受領証明書等に有効期限はありますか。

有効期限はありません。

**Q 9 宣誓をすると戸籍や住民票の記載が変わりますか。**

この制度には法的な効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

**Q10 受領証明書等は公的な本人確認書類として使用できますか。**

お二人が、パートナーシップ関係であると宣言した事実を証するものであるため、使用はできません。

**Q11 受領証明書等は再交付してもらえますか。**

紛失や破れたり汚れたりした場合、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（様式第4号）の提出により、再交付をすることができます。

**Q12 ファミリーシップを宣誓した「子」が成年になったときは、どうすればよいですか。**

ファミリーシップは未成年の子を対象としていますので、宣誓書に記載された「子」が成年に達したら、宣誓事項変更届（様式第5号）を提出してください。後日、変更後の受領証明書等を交付します。

**Q13 市外に転出する場合は、どうすればよいですか。**

お二人またはどちらかお一人が市外に転出する場合は、受領証明書等返還届（様式第6号）とお二人分の受領証明書等を返還してください。ただし、転勤などやむを得ない事情により、一時的に転出する場合は返還の必要はありません。

**Q14 パートナーと関係を解消した場合は、どうすればよいですか。**

受領証明書等返還届（様式第6号）を提出し、お二人分の受領証明書等を返還してください。



赤磐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度利用の手引き

令和6年4月発行

赤磐市市民生活部協働推進課  
〒709-0898 赤磐市下市 344  
TEL : 086-955-1114  
FAX : 086-956-3016  
E-mail : kyodo@city.akaiwa.lg.jp